

議会議案第9号

奈良市議会会議規則の一部改正について

奈良市議会会議規則の一部を次のように改正しようとする。

平成24年12月18日提出

提出者

奈良市議会議員 内 藤 智 司

賛成者

奈良市議会議員 高 杉 美 根 子

同 東 久 保 耕 也

同 横 井 雄 一

同 階 戸 幸 一

同 井 上 昌 弘

同 松 岡 克 彦

同 森 田 一 成

同 池 田 慎 久

同 高 橋 克 己

奈良市議会会議規則の一部を改正する規則

奈良市議会会議規則（昭和49年奈良市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8節 表決（第67条―第77条）」を
「第8節 表決（第67条―第77条）」に改める。

第8節の2 公聴会及び参考人（第77条の2―第77条の8）」

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第65条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。

第1章第8節の次に次の1節を加える。

第8節の2 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手續）

第77条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第77条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第77条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員及び公述人の質疑）

第77条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第77条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第77条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、参考人については、前3条の規定を準用する。

第98条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第119条第5項及び第6項中「指名推薦」を「指名推選」に改める。

第132条第1項中「請願書の趣旨」を「請願の趣旨」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第159条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
全員協議会	次に掲げる事項について協議又は調整を行うこと。 (1) 市政に係る重要な課題、災害対応等に関する事項 (2) 理事者からの申入れによる協議事項で議会運営委員会において全員協議会での協議が適当と決定された事項 (3) 議会の運営に係る重要な事項	全議員	議長
議員総会	一般選挙後、最初の議会の運営について協議を行うこと。	全議員	事務局長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第98条第2項の改正規定は、

平成25年3月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正により、委員会だけではなく本会議においても公聴会の開催及び参考人の招致が行えるようになったため所要の改正を行うとともに、その他文言の整備を行う。

(参考)

奈良市議会会議規則（抄）

（修正の動議）

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（発言の取消又は訂正）

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

（所管事務等の調査）

第98条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

（互選の方法）

第119条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行つている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推薦の方法を用いることができる。

6 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを委員会にはかり委員全員の同意があつた者をもつて、当選

人とする。

(請願書の記載事項等)

第132条 請願書には、邦文を用いて、請願書の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

4 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

別表（第159条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
全員協議会	初議会の運営に関する協議	全議員	議会事務局長